

報告第 43 号

小城市認可制度に基づく指導監査及び確認制度に  
基づく確認監査に関する評価基準について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 2 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して行う認可制度に基づく指導監査及び確認制度に基づく指導監査を適切かつ効果的に実施するため、評価基準を定めることとしたので報告する。

認可制度に基づく指導監査及び確認制度に基づく指導監査の評価基準について

評価	考え方	対応
文書指摘	法令・通知違反がある場合、及び前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合は文書指摘とする。	文書による通知を行い、概ね 60 日以内に改善報告を求める（できる限り改善したことがわかる書類を添付すること）
口頭指摘	軽微な法令・通知違反がある場合、及び改善中又は改善に向けた具体的な取り組みが開始されていると判断される法令・通知義務違反がある場合、口頭指摘とする。	口頭指摘であることを明示したうえで文書による通知を行い、改善状況を次回の指導監査等で確認する。
助言	法令・通知違反ではないが、保育所の運営向上に資する内容と考えられる場合、助言とする。	ヒアリング等の中で助言する。

※認可制度に基づく指導監査は地域型保育施設のみ小城市が実施、その他は県が行う。

（下表参照）

\* 施設型類型ごとの監査実施主体

施設類型	認可制度に基づく指導監査	確認制度に基づく指導監査
保育所	佐賀県	<b>小城市</b>
幼稚園	佐賀県	<b>小城市</b>
認定こども園	佐賀県	<b>小城市</b>
地域型保育事業	<b>小城市</b>	<b>小城市</b>

※評価区分（文書指摘・口頭指摘・助言）は別紙評価基準によって行うこととするが、違反や不備に至った経緯、背景や指導を行った時点における園側の対応状況を勘案して総合的に決定する。